

令和 6 年度公開プロセス対象事業のレビュー点検結果

公開プロセスの評価結果を踏まえた概算要求への反映状況

反映状況	事業数	反映額 (百万円)
廃止	0 (0)	0 (0)
縮減	1 (1)	▲ 9 (▲341)
執行等改善	1 (2)	0 (0)
年度内に改善を検討	4 (3)	0 (0)
予定通り終了	0 (0)	0 (0)
現状通り	0 (0)	0 (0)
合計	6 (6)	▲ 9 (▲341)

※ () 書きは前回 (昨年度) の数

公開プロセス結果の令和7年度予算概算要求への反映状況

(単位：百万円)

予算事業 ID	事業名	事業概要	公開プロセス	令和6年度 当初予算額	令和7年度 要求額	反映状況		
			取りまとめコメント	A	B	反映額	反映内容	
1937	ドクターヘリの導入促進 （統合補助金分） （医政局）	地域において必要な救急医療が適時適切に提供できる体制の構築を目指し、早期の治療開始、迅速な搬送を可能とするドクターヘリの運航体制を確立するため、ドクターヘリの運航に必要な経費及び夜間運航を行う場合に必要な経費等について財政支援を行う。	救急医療において、ドクターヘリは、治療開始までの時間短縮により、傷病者の早期救命や後遺症の軽減に繋がることから、その有用性やそのニーズは認められる。 現時点でほぼ全ての都道府県で1台以上のドクターヘリの導入が進んでいることから、本事業の効果を適切に把握するためには、数のみならず質を評価する方法を検討する必要があり、成果指標についても、一定程度のオーバートリアージは許容しつつ、不必要な出動が増えていないか確認できるものや搬送の有効性を測れるものに見直すべきである。 その際、導入された地域の特性や災害の有無など状況の差異も考慮するべきである。 また、稼働率に地域間格差があることを踏まえ、各地域の担当者が他地域の状況を積極的に学ぶ必要があるのではないかと。 都道府県境を越えた広域連携の協定締結を進めていくことは、事業の効率性という意味でも重要である。今後、更なるドクターヘリの導入の検討に当たっては、代替方法として、まずこうした広域連携の活用を促進していくべきである。 ドクターヘリは整備コストやランニングコストが高いことから、救急車の搬送効率を高めることをまずは実施し、それでも対応できないときにドクターヘリで対応するのが理想的と考えられる。 現在実施している厚生労働省の調査研究の成果も踏まえつつ、例えば、国においてドクターヘリの出動基準を示すなど、運用の透明性を高めるための方法を検討するべきではないかと。 また、急速な物価高や円安の影響が見込まれる状況であってもドクターヘリの適切な運行が実現できるよう、効率的な調達方法ができているかの評価や、その好事例の横展開ができる仕組みについて検討するとともに、厚生労働省においては適正な予算の配分に努める必要がある。	9,509	10,000	-	年度内に改善を検討	ドクターヘリの導入促進事業（統合補助金分）の予算要求に当たっては、これまで、物価高や円安の影響に対応するため、団体へのヒアリング等を通じて、運航費用等の実績を踏まえて積算を行うとともに、令和6年度からは、より実態を踏まえた効果的な補助を行う観点から、ドクターヘリの飛行時間に応じた補助基準額を3区分から8区分に細分化する等の事業の見直しを行ったところであり、令和7年度概算要求においても、同様の方法により要求を行っている。 その上で、本事業の効果を適切に把握するため、令和6年度から「厚生労働行政推進調査事業」を開始し、「ドクターヘリ品質評価システム」を活用して、「ドクターヘリ症例データベース収集事業」で収集した全国全てのドクターヘリの出動記録を分析した上で、適切な運用や成果指標を検討している。 また、ドクターヘリにおける診療の質を確保するため、ドクターヘリ基地病院連絡協議会において好事例等の情報共有を図っているほか、「ドクターヘリ事業従事者研修事業」を継続して実施し、ドクターヘリに同乗して高度な救急医療を提供できる医師・看護師等の育成を行っている。 さらに、本事業を効率化するため、都道府県境を超えた広域連携の協定締結を進めていくことは重要と考えており、国の医療計画に関する指針において広域連携を推進するとともに、都道府県から相談等があれば丁寧に広域連携を働きかけている。 こうしたドクターヘリの効果的かつ効率的な活用のほか、消防庁と連携した救急車の搬送効率の向上を推進するほか、ドクターヘリの代替手段としてのドクターカーの活用を推進している。 引き続きこうした取組を進めることを前提とした上で、令和7年度概算要求において、必要な予算を要求しているものである。
2383	麻薬・覚醒剤等対策事業 （医薬局）	麻薬・覚醒剤等の危害を国民に周知するとともに、その撲滅を図るため、以下の事業を実施する。 1. 地方厚生局麻薬取締部及び都道府県における麻薬取締行政職員に対する研修 2. 野生大麻・けしの除去 3. 国民運動として開催する麻薬・覚醒剤乱用防止運動の地区大会開催 4. 再乱用防止対策講習会の開催等	麻薬・覚醒剤等の薬物乱用が社会的な問題となっているところ、本事業は、麻薬取締部が検挙した薬物事犯者のうち、保護観察の付かない執行猶予者等を対象に、薬物の再乱用を防止することを目的として、対象者との面談や支援計画の策定等により支援を行っている。 また、法務省・検察庁と連携し、麻薬取締部以外の捜査機関により検挙された薬物事犯者も本事業の対象に加えるなど、事業の拡充を進めてきている。 一方で、この事業に限った問題ではないが、さまざまな処遇・教育等を受けた前歴者の追跡ができていないため、各事業の効果を十分に確認することができない状態にある。麻薬事犯前歴者の更生を例に取ると、本来は本事業・刑務所内での改善指導・保護観察の一部としての対応など異なる処遇を受けた前歴者を追跡調査し、それぞれにおける再犯率にどのような差異が生じたかを確認することが望ましい。現在はそのための情報基盤が整っていないので、摘発された対象者のなかに前歴者がどの程度含まれているか（再犯者率）に注目することが多いが、事業効果の確認という観点からは限界がある。特定省庁の問題として考えるのではなく、政府全体を通じた情報基盤を構築することにより前歴者の更生について検証できる体制を整えるべきである。 厚生労働省としては、本事業が再犯防止としてどの程度役立っているか、フォロー、分析しつつ、麻薬取締部以外の捜査機関からの本事業への参加者がさらに増加するよう、例えば、他の関係機関からの参加者数についても評価していくことを含め、関係機関との連携をより一層強化し、指標として把握するよう努力するべきである。 その際、プログラム遂行中の状況の変化を測ることのできるアンケート、指標などは設定はできないか。また、対象者を増やした場合の担い手不足、人材育成についても必要ではないかと。 さらに、過去に本事業のプログラムから離脱してしまった支援対象者に共通してみられる傾向等について整理を行い、離脱の未然防止に活かすなど、より質の高いプログラムにしていこうとすることで、一層の再犯防止に努めていくべきと考える。 併せて、社会全体として、保護観察の付かない執行猶予者等に対する支援があることを広く知ってもらうことが非常に重要であり、再乱用防止対策講習会やSNS・デジタル広告を活用した広報等の関連する事業との連携を図りながら、刑事弁護人など薬物事犯者等に接する機会の多い関係者を通じて、当事者やその家族に本事業を効果的に周知していくべきである。	181	270	-	年度内に改善を検討	①本事業への参加者の増加を目指し、関係機関との連携の強化や、関係機関からの対象者の紹介を受けるにあたっての本事業に関する説明資料の改善を検討する。また、本事業への参加者の増加に対応するため、直接の支援を担当する再乱用防止支援員の増員をはじめとした体制強化について、事業を行っている各麻薬取締部と連携をとり、状況を共有しながら必要な対応を行う。 ②本事業により支援を行った対象者に対して、再乱用防止プログラム開始前・開始後1年・修了時・修了後1年・修了後2年といった複数のタイミングでアンケートを実施する等、効果検証を行うための指標として把握し、分析・評価できるような取組を検討する。 ③本事業の離脱者を減らすための支援を検討するため、離脱者に共通する傾向について分析等を行う。 ④本事業について、再乱用防止対策講習会や厚生労働省及び麻薬取締部のウェブサイト等を活用し、関係機関だけでなく、当事者やその家族・刑事弁護人に対してさらなる周知を図る。

予算事業ID	事業名	事業概要	公開プロセス	令和6年度 当初予算額	令和7年度 要求額	反映状況		
			取りまとめコメント	A	B	反映額	反映内容	
2530	就職氷河期支援対策専門窓口の設置及びチーム支援の実施 (職業安定局)	就職氷河期世代であって、不安定な就労状態にある者一人ひとりが置かれている複雑な課題・状況を踏まえ、専門担当者によるチームを結成し、求職者とともに個別の支援計画を作成、同計画に基づき、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、必要な能力開発施策へのあっせん、求職者の適性・能力等を踏まえた求人開拓、就職後の定着支援などを計画的かつ総合的に実施する。	本事業は、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行い、能力開発の機会をこれまで十分に得られなかった就職氷河期世代の不安定就労者をターゲットにして支援するものでありハローワークに専門窓口を設置し、就職から職場定着まで、きめ細かな伴走型支援を実施している。 現在、本事業の効果測定のための指標は正社員就職率のみであり、その点では一定の効果が出ていることが認められる。一方で、就職から6ヶ月後の定着状況については、過去3年で徐々に高まってきてはいるものの、依然として約3割の方が6ヶ月以内に離職に至っており、引き続き課題があると考えられる。こうした状況や、本事業の目的が不安定就労者の安定的な就職の実現であることを踏まえると、長期アウトカム指標として新たに設定する支援対象者の就職後の定着率について、向上を図っていくべきである。あわせて定着できなかった支援対象者の自己肯定感や就職意識の変化についても本事業の価値や成果として対外的に示す工夫も必要ではないか。 また、現在、人手不足下にある中、支援対象者の定着率の改善を図るためには、職業訓練や職場見学などによりミスマッチを事前に防ぎ、就職後のフォローアップも含めた求職者側に対する取組を行うとともに、就職氷河期世代へのリテラシー向上や定着支援など企業側に対する取組についても充実させていくべきである。 その際、定着できなかった離職者について、企業側へのアプローチが必要なのか、本人に対する支援が必要なのかを分析し、支援方法を検討する必要があるのではないか。 併せて、ハローワークへ誘導するための広報の強化に加え、支援対象者の個々人の状況に応じて、例えば、精神的なケアが必要な場合には、医療機関、地方自治体やNPO等の福祉的なサービスにつなぐなど、関係機関との連携をより一層強化していくべきである。 さらに、就職氷河期世代の年齢層が年々上がっていく中で、同じような課題を持つ不安定就労者は就職氷河期世代以外にもいると考えられることから、本事業で得られた知見・ノウハウを生かしながら、経済効果の分析も行いつつ、今後、本事業を発展的に展開していくことを検討していくことが求められる。	1,970	2,039	-	年度内に改善を検討	就職後の職場定着については、令和6年度より「職場定着率（就職した日から6か月後の在職者数／支援対象者数）」を長期アウトカムとして設定した。 支援対象者の職場定着については、各労働局から、専門窓口における企業側への取組を含めた職場定着支援に係る好事例を収集、横展開することにより、支援業務のノウハウを全国的に共有し、職場定着率の向上を図る。 定着できなかった支援対象者についても、事例収集により、支援による意識の変化等の実態把握に努めるとともに、必要に応じて、収集した事例をHP等で公表するなど、職場定着支援の価値や成果を対外的に示す工夫についても検討する。 求職者側へのアプローチとして、支援対象者の就職後、定期的に電話等で勤務状況や困りごとがないか等を確認し、定着に課題が見られる場合は適切な対処を図る。また、企業側へのアプローチとして、上記の好事例収集等の取組に加え、就職氷河期世代限定・歓迎求人を引き続き積極的に確保するなど、取組の強化を図る。 関係機関との連携については、各労働局から、利用者への周知広報や利用者の誘導等の取組を含めた好事例を収集、横展開することにより、関係機関との連携に係るノウハウを全国的に共有し、連携の強化を図る。 令和7年度以降、専門窓口においては、就職氷河期世代に限定せず、中高年層を幅広く支援することで検討している。
3035	両立支援等助成金（不妊治療両立支援コース） (雇用均等・家庭局)	不妊治療のために利用可能な休暇制度・両立支援制度を利用しやすい環境整備に取り組み、不妊治療を受ける労働者の相談に対応し、休暇制度・両立支援制度を労働者に合計5日(回)以上利用させた中小企業事業主に対して助成金を支給する。また、休暇制度を20日以上連続して労働者に取得させ、現職に復帰させ3ヶ月以上継続勤務させた場合には加算額を支給する。	不妊治療を希望する男女は増えており、働きながら不妊治療を受ける労働者も増加傾向にある中、仕事との両立ができずに仕事を辞めた者は1割を超えるなど、不妊治療と仕事の両立支援は、少子化への対応や職場環境の整備という意味でも、重要な課題である。 本事業は、そうした背景から創設された企業による不妊治療との両立の取組を支援する助成金であるが、不妊治療を受ける労働者の多くがその事実を職場に伝えていないという実態がある。不妊治療に利用可能な休暇制度等へのニーズはあるものの、企業の側で労働者の不妊治療と仕事の両立に係るニーズを十分に把握し切れていないこと等により、結果として助成金の申請が低調で予算の執行率も低い状況にあると考えられるが、制度自体に利用しにくい点がないかについても検討する必要がある。 このため、まずは不妊治療に直面する前の段階で、企業内における不妊治療への理解を深めていくことが必要であり、例えば、その段階で助成を行うことを含め、事業主による企業内での意識醸成に向けた取組への支援を強化することも効果的と考えられる。 また、不妊治療の両立支援制度を設計する段階で企業がプライバシーに踏み込むリスクを踏まえれば、本事業と同じ構図を持つ別の支援制度と包括的に離職を防ぐ制度を整備する、理由にかかわらず休暇の取りやすい職場環境を整備するなどの方法も考えられるのではないか。 さらに、現行では、長期アウトカムとして就業継続の割合のみにスポットを当てているが、例えば、助成制度を活用した休暇制度等の選択肢が取れるという権利を持つことの労働者の安心感や働きやすさの観点から、短期のアウトカムを設定することについて検討すべきである。 また、成果指標として就業継続を見る場合も、不妊治療を行った者、不妊治療を行わず妊娠した者等を比較して、目標値を設定する必要があるのではないか。 併せて、本助成金による休暇制度等の着実な導入に向けて、企業の人事労務担当者等を対象としたセミナー事業等と連携して本助成金の活用を働きかけるなど、事業主に対する周知方法を工夫する必要がある。 また、労働者に対しても不妊治療に関連する制度に対する認知度を高めるため、男女限らず、年齢層も広く浸透するよう、SNS等の活用を含めた広報・周知活動を戦略的に行う必要がある。 さらに、実績も踏まえた予算規模としつつ、事業主の助成金申請に対する負担を軽減するため、助成金申請に必要な書類の見直しを行うとともに、利用しやすい制度となるよう要件の見直しについても検討すべきである。	93	84	▲ 9	縮減	本年6月に行われた行政事業レビュー公開プロセスにおいて、不妊治療と仕事の両立支援は、少子化への対応や職場環境の整備という意味でも、重要な課題であると認識されたものの、不妊治療の両立支援制度を設計する段階で企業がプライバシーに踏み込むリスクを踏まえれば、本事業と同じ構図を持つ別の支援制度と包括的に離職を防ぐ制度を整備し、理由にかかわらず休暇の取りやすい職場環境を整備するなどの方法も考えられるのではないか、との指摘を受けた。 これを踏まえ、不妊治療と仕事の両立支援に加え、月経、更年期等、女性特有のライフステージごとの健康課題も含め支援の対象とし、これらに取り組む事業主に対して助成を行うことにより、職場環境の整備を進め離職防止を図る。 短期アウトカムを設定することについて検討すべきであるとの指摘については、今年度のレビューシートより、休暇制度等の選択肢が取れることが労働者の安心感や働きやすさにつながり、就業継続につながったかを確認するために「助成金が労働者の就業継続を図る契機となること」を短期アウトカムとして設定した。 事業主や労働者に対する周知方法の工夫や認知度を高める必要があるとの指摘については、研修会（動画配信）やメールマガジン、広報誌などを活用し、事業主、労働者等への周知を行う。 なお、見直し後の助成金については、ご指摘を踏まえ、執行実績を踏まえた予算規模とし、事業主の助成金申請の負担軽減の観点も含め、利用しやすいものとなるよう検討を進める。要件の検討に当たっては、雇用の分野における女性活躍推進に関する検討会報告書及び今後の労働政策審議会雇用環境・均等分科会での議論を踏まえた内容となるよう制度設計を行う。

予算事業 ID	事業名	事業概要	公開プロセス	令和6年度 当初予算額	令和7年度 要求額	反映状況		
			取りまとめコメント	A	B	反映額	反映内容	
2714	生活困窮者自立相談支援事業等（生活困窮者自立相談支援事業費等負担金関係） （社会・援護局（社会））	生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を全国的に拡充し、包括的な支援体系を構築することにより生活困窮者の自立の促進、及び被保護者の就労の支援に関する問題について相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うことにより自立の促進を図る。 ・自立相談支援事業：生活困窮者の自立に向けた継続的な支援、地域ネットワークの強化などの地域づくりを実施 ・住居確保給付金：離職等により経済的に困窮している者に対し、安定した住居の確保と自立を図るため給付金を支給	本事業は生活保護に至る前の第2のセーフティネットとして設けられた生活困窮者に対する自立相談支援等を行うものであり、今般の法改正において、住宅確保が困難な方への居住に関する相談支援の明確化など居住支援の強化のための措置を講ずることとされたところである。 このため、本事業における法改正の効果を測定できるよう、居住支援に関する成果指標を新たに設定すべきである。 また、現在の成果指標（短期アウトカム）は、「自立に向けた改善が見られた者の割合」という支援者側の視点による指標を設定しているところであるが、相談者に寄り添った支援が重要であること、高齢者の増加により自立の意味も経済的な側面にとどまらない広がりを持つようになっていることから、相談者と支援者双方が納得した改善状況とするなど、相談者側の視点に立った成果指標についても検討する必要があると考える。 ただし、相談者の納得度等だけでは、その有効性を適切に図ることは困難であることが考えられるため、現行の成果指標（長期アウトカム）である「就労・増収した者の割合」といった客観的に評価できる指標を必ず盛り込むことが適切であると考ええる。また、他制度へのつなぎ、情報提供などにより終了した案件が本当に適切な解決に結びついたかフォローすることについて検討すべきである。 さらに、支援者側である相談員のやりがい・Wellbeingという側面も本事業を支える上で必要不可欠であることから、成功事例の自治体間での共有や相談員に対する支援や研修の充実等を図るとともに、指標として把握することに取り組むべきである。 また、地域の担い手が限られる中、本事業が効果的な人材活用の方法となっているかエビデンスをもって説明ができるようにすべきである。 国においては、様々な困難を抱える方々が制度の間に陥らないよう、本事業でのプラン作成に至らない者や自立過程で自治体をまたいで転居する者についても、関係機関や自治体間で連携して、効果的な支援を行っていくことが重要であると考ええる。	12,460	12,742	-	年度内に改善を検討	・公開プロセスの評価結果を踏まえ、客観的に評価できる指標を必ず設けるとともに、居住支援の強化に関する成果指標（※）の追加等を検討する。 （※） 具体的には、自立相談支援事業については、短期アウトカムとして「福祉事務所設置自治体の自立相談支援事業における、住まいに関する相談体制の整備状況」、中期アウトカムとして「自立相談支援事業と住宅部局・居住支援法人等との連携状況」、長期アウトカムとして「居住支援に係るプラン作成者のうち、改善が見られた者の割合」を設定することを検討。 また、住居確保給付金については、長期アウトカムとして、「転居費用の受給により、家計の改善につながった者の割合」を設定することを検討。 ・今後も、相談者に寄り添いながら効果的な支援となるよう、また、制度の狭間に陥らないよう、関係機関や自治体間で連携し、できる限り幅広く対応することを目指し、引き続き、相談員に対する支援や研修等を行い、本事業の充実に取り組んでいく。その際、現在、短期アウトカムで設定している自立に向けた改善が見られた変化については、支援者が相談者本人と一緒に確認し、記録することとしている。この確認に当たっては、より利用者側の視点に立ったものとなるよう、改めて徹底することを検討。適切な解決に結びついたかのフォローについては、フォローアップ支援を徹底することや、必要に応じて相談者への伴走支援を継続するよう周知していく予定。 研修については、具体的な相談事例を通して、包括的な相談受付からアセスメント、プラン作成、モニタリング、評価等の一連の支援プロセスを理解する内容を盛り込んでおり、引き続き、実施していくとともに、指標についてどういったことが設定可能か検討する予定。人材活用については、支援員の配置状況（従事者数、兼務の状況等）を把握しており、引き続き、効果的な人材活用に取り組んでいく。
18673	後期高齢者医療制度事業費補助金（健康診査事業） （保険局）	後期高齢者医療に係る事業を円滑に実施するため、後期高齢者医療広域連合に対し、広域連合が実施する健康診査事業に要する経費の一部について補助するための事業である。 健康診査事業（補助率1／3） ・生活習慣病の早期発見等により、疾病の重症化等を防ぐために実施する事業 ・歯・歯肉の状態や口腔清掃状態等チェックし、口腔機能低下及び肺炎等の疾病予防につなげるために実施する事業	本事業は、後期高齢者の健康診査を起点とし、健康上のリスクがある被保険者を保健指導につなげるものであり、生活習慣病の早期発見等により、後期高齢者の疾病の重症化を防ぎ、介護予防にもつながることから、健康寿命の延伸と医療費の適正化に資する取組と考えられる。 一方で、本事業に費やした国費に見合う効果が出ているのかという点では、好事例が示されているものの、十分な検証がなされているとは言えない。 本事業による医療・介護費用の削減効果について、現在行われている高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る研究の成果も踏まえ、一層の検証を進めるべきである。 また、今期のデータヘルス計画において標準化される評価指標に基づく保健事業と医療費等の分析やランダム化した介入実験による効果検証を行い、適正な事業規模についても検討を行うべきである。 健康診査事業の実施率については、かかりつけ医から健診を勧める仕組み等により歯科を含めた向上に取り組むべきであるが、どういった水準で目標設定をするかについては、長期アウトカムとしている「健康寿命の延伸」達成にどう寄与するのかといった観点等も踏まえ、十分な検討が必要である。 また、広域連合ごとの対象者数にも大きな差異があるため、広域連合数ではなく対象者全体に対する人数などを指標とするべきではないか。 あわせて、毎年の受診率に加えて補完指標として、例えば、受診率の観測期間を複数（例えば3年または5年）計算するなどセレクションバイアスに留意した評価指標の設定についても考えられるのではないかと。 また、健康診査事業の実施状況を保険者インセンティブの評価指標として導入することについて、医療費削減や重症化予防に繋がっていくのか、その意義や効果について検証が必要である。 さらに、健康診査の実施率は広域連合間でばらつきが見られる状況であることから、有効な受診勧奨はどのようなものかといった効果検証を行い、効果的な方策の検討や好事例の横展開を行うべきである。	4,029	4,114	-	執行等改善	健康診査を含む保健事業の事業検証については、これまで対象者の抽出基準や評価指標などが自治体間で統一されていなかったため、令和6年度からの第3期データヘルス計画における標準化により、比較分析が可能となるよう基盤の整備を進めている。 併せて、令和5年～7年度の厚生労働科学研究研究班において、効果検証のための分析等を進めており、その結果により有効な取組の抽出等が可能となることから、具体的な介入方法等の把握及び展開を行う予定。また、今後、高齢者の保健事業のあり方検討ワーキンググループ等で効果的な事業検証について意見を得つつ、令和7年度事業で、既に先行して標準化が進んでいた地域を対象に、国保データベース（KDB）システムの医療データや健診データを活用の上、アウトカムやアウトプットについて、広域連合単位での比較分析や時系列分析を行い、その結果も踏まえて、適正な事業規模等についても検討予定。 健康診査事業の受診率については、受診率の算出方法も統一されておらず比較ができなかったため、令和6年度より受診率の算出方法を統一した。この取組により、全国や広域連合間、市町村間における比較・分析が可能となることから、当該分析を踏まえ、健康診査の受診率向上等に向けた効果的な方策の検討を行う予定。 また、受診率の目標設定や評価指標のあり方等についても、高齢者の保健事業のあり方検討ワーキンググループ等で意見を得つつ、検討を行う予定。